

中小企業等経営強化法に基づく 「先端設備等導入計画」の認定申請について

～中小企業者の新たな設備投資による生産性の向上を支援します！～

1 先端設備等導入計画について

「先端設備等導入計画」は、「生産性向上特別措置法」に定められた、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この計画は、設備を設置する事業所がある市区町村が、国から導入促進基本計画の同意を受けている場合に、中小企業等が認定を受けることが可能です。認定を受けた場合、一定の要件の下に固定資産税や金融支援策等の支援策を受けることが可能となります。

2 先端設備等導入計画の認定申請

○認定を受けることのできる中小企業者

次のいずれかを満たす企業であることが要件

	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他（※）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（※）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業 または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します。

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

○認定を受けられる中小企業者に該当する法人形態等について

- ・ 個人事業主
- ・ 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び仕業法人）
- ・ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ・ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

○先端設備等導入計画の主な要件

主な要件	内容
(1) 計画期間	計画認定から3年、4年または5年
(2) 労働生産性	※算定式 $\frac{\text{（営業利益+人件費+減価償却費）}}{\text{労働投入量}}$ （労働者数または労働者数×1人当たり年間就業時間）
(3) 一定程度向上	基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上
(4) 先端設備等の種類	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 【対象設備】 機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備、ソフトウェア
(5) 認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入促進基本計画等に適合するものであること ・ 先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること ・ 認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること（※）

※労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備の導入によって労働生産性が年平均3%以上向上する見込みであることについて、認定経営革新等支援機関（商工会議所、商工会、金融機関、税理士など）の確認書を添付してください。

3 支援内容

○税制支援

市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき先端設備等を導入した場合に、固定資産税の課税標準を軽減する措置を受けることができます。

□対象者

- ・先端設備等導入計画の認定を受けていること
- ・中小企業者等に該当すること

※中小企業者等とは

【会社および資本または出資を有する法人の場合】

- ・賦課期日（1月1日）現在において、資本金または出資の総額が1億円以下

【資本または出資を有しない法人や個人の場合】

- ・賦課期日（1月1日）現在において、従業員数が1000人以下
- ・みなし大企業に該当しない

「みなし大企業」とは、以下のいずれかの法人をいいます

- (1) 同一の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式または出資の総数または総額の2分の1以上を所有されている法人
- (2) 2以上の大規模法人（資本金1億円を超える法人等）に発行済株式または出資の総数または総額の3分の2以上を所有されている法人

□対象資産

設備の種類	最低価格	その他
機械装置	160万円以上	—
工具	30万円以上	—
器具備品	30万円以上	—
建物付属設備	60万円以上	家屋と一体で課税されるものは対象外

- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- ・生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- ・中古資産でないこと

□ 特例割合

- ・新たに課税されることになった年度から 3 年度分に限り、固定資産税の課税標準を 2 分の 1 に軽減する
- ・さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準を 3 分の 1 に軽減する。

※令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備

：5 年度分

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに取得した設備

：4 年度分

□ 提出書類

【中小企業が申告する場合】

- ・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ・認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し
- ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ・（賃上げ方針を伴う計画を申請した場合）従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

【リース会社が申告する場合】

※リース会社が申告する場合は上記の書類に加えて以下 2 点の提出も必要となります。

- ・リース契約書の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

□ 注意事項

- ・先端設備等については、先端設備導入計画の認定後に取得することが必須です

○中小企業信用保険法の特例

先端設備等導入計画の実行に必要な融資を受ける際、普通保険等通常枠とは別枠での追加保証を受けることができます。

	通常枠	別枠
普通保険	2億円 (組合4億円)	2億円 (組合4億円)
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円

※金融支援のご活用を検討している場合は、先端設備等導入計画を提出する前に、融資機関にご相談ください。

先端設備等導入計画に係る認定申請書

令和6年12月15日

留萌市長 殿

住 所 〒077-8601
留萌市幸町1丁目11番地
名 称 及 び 留萌経済株式会社
代表者の氏名 代表取締役 留萌太郎

中小企業等経営強化法第52条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

先端設備等導入計画

1 名称等

1	事業者の氏名又は名称	留萌経済株式会社
2	代表者名(事業者が法人の場合)	代表取締役 留萌太郎
3	法人番号	9999999999999
4	資本金又は出資の額	5,000 万円
5	常時使用する従業員の数	55 人
6	主たる業種	自動車部品製造業

2 計画期間

令和 7 年 1 月 ～ 令和 9 年 1 2 月

3 現状認識

①自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

②自社の経営状況

売上は令和 4 年 3 月期 210,000 千円、令和 5 年 3 月期 225,000 千円と増加しており、営業利益についても令和 4 年 3 月期 1,200 千円から令和 5 年度 3 月期 2,700 千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

① 具体的な取組内容

- ・ 現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たに NC 旋盤 1 台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。
- ・ 受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。
- ・ 新たに導入する NC 旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

② 将来の展望

- ・ 新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。
- ・ 熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 $(B - A) / A$
8, 0 0 0 千円	8, 7 2 0 千円	9. 0 %

(3) 先端設備等の種類及び導入時期

	設備等名／型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤／AAA-0123	令和7年2月	留萌市幸町1丁目14番地
2	三次元測定器／XYZ99	令和7年2月	留萌市幸町1丁目14番地
3	生産管理システム／ABC55Ⅱ	令和7年3月	留萌市幸町1丁目14番地
4		年 月	
5		年 月	

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	
2	器具備品	10,000	1	10,000	
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4					
5					

	設備等の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別 小計	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
合計		3	35,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

6 雇用に関する事項

令和6年度（事業年度）において、雇用者給与等支給額を令和5年度に比べて1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和6年10月10日に従業員代表 留萌次郎に対して表明した。

中小企業等経営強化法の先端設備等に係る投資計画に関する確認依頼書

令和6年12月15日

〇〇銀行 殿

記入例

住所 留萌市幸町1丁目11番地
名称及び 留萌経済株式会社
代表者の氏名 代表取締役 留萌太郎

下記の先端設備等に係る投資計画について、中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に定める投資計画の要件を満たしていることの確認を依頼します。

記

1 事業者の名称等

事業者名	事業者名 留萌経済株式会社（法人番号 999999999999）
事業内容	自動車部品製造業

2 先端設備等の導入の目的

当社は、自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行っており、主に自動車メーカーに販売をしている。

大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取組みの成果により、売り上げ、営業利益ともに令和5年度は令和4年度よりも増加しているが、現在の設備は導入から年数が経っており、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくには新たな設備の導入が必要となっている。

機器として、NC旋盤1台、三次元測定器1台を導入するほか、製造工程から検査工程を自動化するため、これに対応した新しい生産管理システムを導入することで、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。

投資計画の概要について要約的に記載する。

3 先端設備等の導入を行う場所の住所

第3工場 留萌市幸町1丁目14番地

設備を導入する建物（工場、店舗等）の所在地を記載する。

4 先端設備等が事業者の事業の改善等に資することの説明

三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

現 状：製造工程・・・4工程（●時間）

検査工程・・・8工程（●●時間）

計12工程（●●時間）

導入後：製造工程・・・2工程（●時間）

検査工程・・・5工程（●●時間）

計7工程（●●時間）

先端設備等が、どのように事業の改善等に寄与するかという内容を記載する。

（例えば、生産量・販売量の増加や製造原価・販管費の削減の内容等を説明。）

5 設備投資の内容（必要に応じて別紙）

	取得年月	設備等の名称/型式	所在地	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	用途
1	令和7年2月	NC旋盤／AAA-0123	留萌市幸町1丁目14番地	機械装置	20,000	1	20,000	エンジン製造
2	令和7年2月	三次元測定器／XYZ99	留萌市幸町1丁目14番地	器具備品	10,000	1	10,000	同上
3	令和7年3月	生産管理システム／ABC55Ⅱ	留萌市幸町1丁目14番地	ソフトウェア	5,000	1	5,000	同上
4								
5								
計								

6 基準への適合状況

別紙

令和6年12月15日

留萌市長 殿

住 所 〒077-8601
留萌市幸町1丁目11番地
名 称 及 び 留萌経済株式会社
代表者の氏名 代表取締役 留萌太郎

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの当社事業年度）〔注1・2〕において、従業員に対する給与総額（雇用者給与等支給額）を令和5年度〔注3〕と比較して1.5%以上増加させる方針を従業員代表の留萌次郎に説明し、賃上げ方針について従業員に対する表明を行いました。

上記の賃上げ方針について、我々従業員は令和6年10月10日に社員全員へのメールという方法によって、代表者より表明を受けました。

令和6年10月10日

従業員代表 留萌 次郎

（記載上の注意）

1. 法人は事業年度、個人事業主は暦年での賃上げ方針について記載してください。
2. 新規の計画申請日を含む事業年度（令和5年4月1日以降に開始するものに限る）又はその翌事業年度における賃上げ方針について記載してください。
3. 賃上げ方針において、上記2と比較するのは、新規の計画申請日を含む事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額になります。